

消防庁の役割

平常時 消防行政の礎として!

社会経済情勢等の変化とこれに伴う地域社会の変化の中で、「安心・安全な地域づくり」を戦略的かつ実践的に推進していくため、全国の消防本部や地方公共団体と連携して、必要な法令・ガイドラインの整備、車両・資機材の配備を行います。



緊急時 災害対応の司令塔として!

地域の消防力では対処できない大規模地震や台風などの自然災害、大規模事故、テロや有事などの緊急事態に際し、被害の全貌を迅速に把握するとともに、全国的な見地から緊急消防援助隊の派遣などを行い、被害の抑制に当たります。

消防の任務

消防は、その施設及び人員を活用して、国民の生命、身体及び財産を火災から保護するとともに、水火災又は地震等の災害を防除し、及びこれらの災害による被害を軽減するほか、災害等による傷病者の搬送を適切に行うことを任務とする。
(消防組織法第1条)

災害の種類

- 大規模災害・事故**
 - ・地震災害・津波災害・風水害・火山災害・火災・危険物事故・原子力災害・航空事故
 - ・海上事故・鉄道事故・道路事故
- 重大事件**
 - ・ハイジャック・大量殺傷型テロ・重要施設テロ
- 武力攻撃事態**
 - ・着上陸侵攻・ミサイル攻撃
 - ・ゲリラ・特殊部隊による攻撃・航空攻撃

消防庁組織図

